

産業厚生常任委員会会議録

(質疑応答のみ)

令和3年12月7日

(開会宣言 午前 9 : 5 8)

委員 長

おはようございます。

本日、産業厚生常任委員会ただ今から、始めたいと思います。

(挨拶)

では、議長挨拶。

議 長

(挨拶)

委員 長

ありがとうございました。

町長、挨拶をお願いします。

町 長

(挨拶)

委員 長

ありがとうございました。

本日は、委員全員が出席されております。また、議長にも御同席いただいておりますし、説明のため、町長、副町長、総務課長、住民環境課長、観光戦略課長、担当課参事、課長補佐、担当者の出席を求めました。

なお、職務執行のため、議会事務局長を出席させております。

それでは、去る11月29日、本委員会に付託されました議案についての審議に入ります。

付託議案は、会議次第に記載されているとおり、議案第84号、議案第86号及び議案第87号の3議案で、議案の説明については、11月29日の全員協議会において理事者から詳細説明を受けておりますので、本委員会における議案の説明は省略し、質疑から入りたいと思います。これに御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

委員 長

御異議がないようですので、本委員会における審査は、議案の説明を省略し、質疑から入ることにいたします。

なお、質疑においては一問一答方式で行いますので、御協力をお願いいたします。

初めに、議案第84号 美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本議案について、質疑はございませんか。

副委員長、どうぞ。

副委員長

河本です。産科医補償制度なんですけれども、条例要綱のところですね、産科医補償制度は分娩を取り扱う医療機関が加入している

というふうに説明も受けたんですが、産科医補償制度の掛金の加算金が今回4,000円引き下げられるということで、影響が出ないか、ちょっとどうなのかなというのが気になるのですが、どのような影響が想定されるのか、伺いたい。

委員長
住民環境課長

住民環境課長。
引き下げられる、この掛金の引下げの影響ということでございますが、こちらにつきましては、こちらの日本医療機能評価機構のほうで、国も入りました検討部会というものがございます。そちらのほうで、この掛金の妥当性といいますか、そういったことについても検討を行っております。今まで1万6,000円だったものが1万2,000円になった理由といたしましては、こちらの審査方法が簡便化されたといいますか、より広い方に支給をしていただけるような、そういった審査の形に変わったということで、それによる合理化に伴う引下げでございます。御本人といいますか、妊婦の方に不利益になるようなことは一切ないというふうに聞いております。

委員長
副委員長

副委員長、どうぞ。
制度加入期間というのは、制度に加入するのは、医療機関なんですけども、これは、引き下げられることによって、その医療機関の負担自体は軽減されるという考えでいいんですか。

委員長
住民環境課長

住民環境課長。
医療機関の負担が軽減されるというものではなく、この脳性麻痺にかかって、補償の対象となるかどうかという審査する機関のほうの審査が合理化されたという形で、診療する、審査するところではなく、分娩機関、医療機関は何も変更等はございません。

委員長
副委員長

副委員長。
その合理化というんですけど、産科医補償制度、この分娩に関して発症した重度脳性麻痺の赤ちゃんと家族の経済的負担を補償するとともに、原因分析や再発防止を図ることなどを目的とした制度となっているというふうにこれは条例要綱でも書かれていて、掛金の加算金が4,000円引き下げられることで、この補償とか、原因分析の内容が後退するとかということは起きないのでしょうか。

委員長

住民環境課長。

住民環境課長　　そういった質が低下するようなことですか、そういったことは
ございません。

委員長　　よろしいですか。
ほかにありませんか。よろしいですね
（なしの声あり）

委員長　　質疑がないようでしたら、これで議案第84号についての質疑を
終わります。
続きまして、議案第86号　敦賀市と美浜町との間の一般廃棄物
の処分に係る事務の委託の協議に関し議決を求めることについて
を議題といたします。
本議案について、質疑はございませんか。
副委員長。

副委員長　　河本です。一般廃棄物の処分に係る事務の管理及び執行を敦賀市
に委託するための規約であるわけですが、これに伴って若狭町
との環境衛生組合やエコクルとの関係はどういったことになるのか、
伺いたいと思います。

委員長　　住民環境課長。

住民環境課長　　エコクルで実施しておりました燃えるごみの廃棄物の処理につ
きましては、あと不燃物のそういった一般廃棄物の処分につきま
しては、敦賀市のほうに変わりますけれども、残りますし尿の汚
泥処理であるとか、あと最終処分場と、あとちょっとうちの所
管ではない堆肥化施設といった、そういったものについては、従
来どおり、若狭町三方地区のほうとさせていただくということで、
今回は、一般廃棄物の処分に係る敦賀市さんとさせていただく
部分の委託のものとなります。

委員長　　副委員長。

副委員長　　そうすると、やっぱり一定期間、敦賀市と若狭町、両市町への負
担金が発生することになるんですが、負担は増えないのかどう
か、伺います。

委員長　　住民環境課長。

住民環境課長　　負担につきましても、敦賀市のほうから、度々こちらの議会
のほうでも御説明させていただいて、シミュレーション等もさ
せていた、そういった資料も御提示していると思いますけれど
も、その試算に

よりますと、うちのほうの負担が減っているようなシミュレーションとなっております。

委員長

副委員長。

副委員長

ごみ処理の問題では、若狭町との今後、関係を解消して、敦賀市と一部事務組合をつくることになると思うんですが、その時期というのは大体どういった時期を考えておられるのですか。

委員長

住民環境課長。

住民環境課長

こちらの規約にございますとおり、来年の4月1日からとなっております。

委員長

住民環境課長。

住民環境課長

29日の全員協議会で、河本委員長から、こちらの事前、事前の協議になりますが、資料、事前協議内容をペーパーで提出してほしいという御要請がございまして、今、お手元のほうに、議長、委員長に御了解を得まして置かせていただいております。ちょっとその中身についてを、簡単ではございますが、御説明させていただきたいと思います。

1つ目に、敦賀市環境廃棄物対策課関係ということで、経費の負担について、こちらは規約についても、この議案をお認めいただきましたら、事前の協議を敦賀市とさせていただく内容になっておりますが、この割合につきましても、平成29年2月22日に敦賀市と協定を結びました以後に、議会のほうでも平成30年度中に御説明をさせていただいておりますが、そちらの建設であるとか、用地取得、地域振興等につきましても、均等割3割、ごみ排出割7割、各実施初年度の前々年度以前の3か年分の平均をもとに、そういった割合で今、準備工事と建設等をさせていただいているところでありますが、この割合を踏まえまして、準じるといような形をもちまして協議をし、決定をしてまいりたいと思っております。予算を、当初予算にも計上する形になりますので、議会のほうにもそういった説明を経た上で、また議会のほうでお認めいただきたいと思っております。

2つ目の敦賀市清掃センター関係でございまして、こちらは本当に事務的な協議となっております。指定ごみ袋については、前回の全協のほうでも御説明させていただきましたが、袋の濃淡等を

少し変更して、区別をした上で、価格等は敦賀市と同程度という
ような形で今、作業を進めております。

2つ目のごみ分別につきましても、分別方法については、確認、
調整等を行っております。

3つ目の持込みできないごみ、こちらはテレビとか、冷蔵庫のリ
サイクル法に係るようなもの、あと注射器であったりとか、そう
いう医療系のごみ、持込みできないごみの品目、処理方法につい
ても確認をしております。

4番目の収集車両の搬入ルート、こちらは、新たな道路整備とい
うことで、市道原8号線になるかと思うんですけども、そうい
ったところの新設といいますか、道路をつくっていただいている
ところで、そういったルートの確認もしております。

5つ目の建築廃棄物等への材料持込み、敦賀市さんのほうでも、
住宅の解体を業者が行って、その産廃の持込みを敦賀市のセンタ
ーのほうにしてくるといような事例があった場合には、その判
断のために美浜町は今、現場確認を行っていないんですけども、
敦賀市では現場確認を行っている。そのことについても、美浜
町についてもどういうふうにやっていくかということで、今、協
議をしております。

最後に、雲谷の最終処分場への搬入ですけれども、敦賀市のほう
から雲谷のほうに搬入するルート、そういった方法についてを、
今月の16日に実際にテストで搬入をしまして、しっかり確認を
するというので進めております。

ほかにもいろいろ多々ございますが、主なものについてここに挙
げております。

以上でございます。

副委員長、どうぞ。

今の資料の中で、雲谷の最終処分場への搬入についてなんですが、
これはちょっと初めて見たような感じがするんですけども、敦賀市
で焼却してもらったものが、要するに最終処分場への搬入が敦賀市
清掃センターからあるようなんですけど、やはり敦賀市さんで燃や
したら、その廃棄物を敦賀市の最終処分場で搬入されるのかなと思
っていたんですが、私、当初そういう話が出たときに、要するに、

委員長

副委員長

ごみは燃やしてもらうんだけど、最終処分場のままで受け入れるようになったら、とてもじゃないけど、敦賀の量は受け入れられないよと言っていたんですが、そういった形にならないようなやっぱり協議がちゃんとなされているんですか。

委員長
住民環境課長

住民環境課長。

こちらの最終処分場、雲谷のほうへの搬入につきましては、今、敦賀市のほうで新しい最終処分場を建設しております。そちらの建設、金山のほうに新しいものができた時点で、そちらのほうにうちのほうの焼却も持っていくような予定もしております。

委員長

よろしいか。

ほかにございませんか。

(なしの声あり)

質疑がないようでしたら、これで議案第86号についての質疑を終わります。

続きまして、議案第87号 美浜町健康楽膳拠点施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本議案について、質疑はございませんか。

観光戦略課長。

観光戦略課長

議案第87号 美浜町健康楽膳拠点施設の指定管理者の指定につきまして、先の全員協議会で御説明させていただきましたけれども、御説明に至らない点がありましたので、改めて御説明させていただきます。

お手元の資料を御覧ください。

(詳細説明)

委員長

このことに関連して何か質問。

まず、副委員長から。

副委員長

河本です。当初、グッドスタッフさんが指定管理者になって、長いこと町のコンセプトに基づいてやられていたものが、急に事業者が変わるといのは余り考えられないようなことなんですけど、公募によって新規対象者数2事業者と書いてあるんですけど、やはり今あがってきている三方五湖DMOとグッドスタッフ、審査したんじゃないかというふうなのに想定されるんですけども、なぜこれは公募しながら言えないのかというのが本当に疑問なんで

すね。私、こるぱが最初できて、事業者を選定するときの資料を引っ張り出してきて、もう何年も前のものですけども、この資料には、こるぱにおいて町が実施する事業と書かれていまして、タニタカフェとのコラボ、これはメインテーマなんです。予算をつけてやってきたのに、何か指定管理業者が要するに売上げが悪かったみたいなことを言われていますけど、これは町の政策の失敗なんじゃないですか。まずここを認めてからタニタとの連携条件を削除するとか、これは町の実責任じゃないですか、どうなんですか、どう考えているんですか。

委員 長
観光戦略課長

観光戦略課長。

町といたしましても、指定管理者と一緒に、こるぱについていろいろPRを行って、パンフレットのほうにもタニタカフェというような記載もしておりますけれども、なかなか集客には至らなかったという状況でございます。

委員 長
副委員長
委員 長
観光戦略課長

副委員長。

だから、行政の施策の失敗でしょう、はっきり答えてください。

観光戦略課長。

町としても努力はいたしましたけれども、なかなか集客というところにまでは至らなかったということでございます。

委員 長
副委員長

副委員長。

資料には、県内初のタニタカフェコラボ店として優位性を生かし、町民はもとより、近隣市町住民にもこるぱの周知を図り、ブランドイメージを形成して、政策を集客につなげたいというふうに町は言っているんです。こういう初期のコンセプトはもうなしにするんですか。どうなんですか。

委員 長
観光戦略課長

観光戦略課長。

施設の設置目的といたしまして、豊かな自然と恵まれた地域資源を活用して、楽しく膳を囲み、食と運動を通して、健康づくりの理解や関心を高め、もって地域産業の振興や利用者の健康増進に寄与するというのが施設の設置目的でありますので、タニタにこだわらなくても、設置目的は達成できるのではないかと考えております。

委員 長
副委員長

副委員長。

全然言っていることが理解できないんですけど、最初の行政のコン

セプトがタニタとのコラボやったんや。何でそれやったら、町として政策が間違っていました、失敗しましたと、何で言えないんですか。あたかも指定管理者が売上げを上げられなかったような感じで言っているけど、町のコンセプトが最初から失敗しとるんやで。どうなんや、その辺。議会は認めてきているんですよ、ずっと。こるばつくるときから、行政に説明を受けて、タニタとコラボしてブランドイメージをつくっていきますと説明を受けて認めているんです。グッドスタッフも県外の事業者だったから、何とか町内の事業者が見つからないのかと。結局見つからずに、グッドスタッフさん、いろんな震災とかの影響で、本体の経営状況が余りよろしくないとか言われてきたけど、認めてきたんですよ、議会は。そういうところをどう考えとるんや、本当に。

委員 長

観光戦略課長。

観光戦略課長

タニタとのコラボにつきましては、先ほども申しましたけれども、必ずしもタニタにこだわらなくても、施設の設置目的というものは達成できると考えております。

委員 長

副委員長。

副委員長

平成31年にグッドスタッフをコルパの指定管理に選定したときの選定審議会の会長というのは、このDMOの竹長さんじゃないですか、どうですか、答えられますか。

委員 長

観光戦略課長。

観光戦略課長

指定管理者選定審議会の委員につきましては、これまで公表しないところでございます。

委員 長

副委員長。

副委員長

私、そういうと思って、しっかり資料を探して持ってきたんですよ。私、行政文書公開決定通知書でちゃんと文書を公開してもらっています。それで、これは、審議会の委員に、わかさ東商工会の会長の国川さんとか、竹長 徹さんとか、いますけども、今のDMOのメンバーじゃないですか。それで、今回の選定審議会は恐らく関わってはいないと思うんですけども、やはりそういったところで、会社の事業形態とか、よく見られている人が、自分たちでDMOの組織をつくったから、地元やらせるというふうなことをやっぱり何かねじ込んできたんじゃないかということも、想像されるんです

よ。そういうことは全くないというふうに言えますか。

委員 長

観光戦略課長。

観光戦略課長

指定管理者の募集要領に基づきまして、年間の収入ですとか、支出の費目の種目状況、また、利用者数につきましても、年度別に公表しておりますので、その点は特に問題ないかと考えております。

委員 長

副委員長。

副委員長

じゃあ、契約形態というのはどういう形でやられたんでしょうか、一般競争入札の契約とか、指名競争入札の契約とか、随意契約とかありますけど、どういった形ですか。

委員 長

今回の契約ですか、分かりますか。

観光戦略課長

観光戦略課長。

今回の指定管理者の募集につきましては、プロポーザル方式となっております。

委員 長

副委員長。

副委員長

プロポーザル方式でどういう契約を結んだんですか。

委員 長

まだやろう、まだ指定しただけ。

観光戦略課長

観光戦略課長。

契約につきましてはまだでして、今回の議会で御承認いただければ、契約の手続に入っていくということでございます。

委員 長

副委員長。

副委員長

そうしたら、どういった形になるの、随意契約になるの。

委員 長

観光戦略課長。

観光戦略課長

そのとおりでございます。

委員 長

副委員長。

副委員長

やっぱり審議会の内容、どちらの提案がどういうふうな提案で、本当に有効的なのかというのを議会としてもしっかりとチェックしたいんですよ。そういうところでは、本当に透明性がない。公正さをしっかりと僕らも判断できない。こんなものを認めることはできません。

委員 長

ほかにありませんか。

兵庫委員からお願いします。

兵庫委員

先ほどのほうから資料のレストラン管理に関する項目の1番ですけど、これによりますと、資格をとくに持っていなくてもできる

ような感じで、それで間違いないですか。

委員長 指定管理期間のことですか。どういうこと。

兵庫委員 要するに、この1番の条項からいくと、特に資格は持っていなくても、要は提言を受けたらできるという感じですから、この組織内に特に資格を持った人が職員の中にいなくてもできるというふうに理解すればいいんですか。

委員長 観光戦略課長。

観光戦略課長 この条項につきましては、職員のうち1名以上が野菜ソムリエ等の健康食品の提供に関する資格取得、もしくは健康食の提供に係る栄養士等の有資格者から定期的な助言を受けることとしておりますので、必ずしも資格を有さないといけないというものではございません。

委員長 兵庫委員。

兵庫委員 それからすると、今、河本委員じゃないですけど、タニタのブランドを外して、こういう資格がなくてもできるとなると、何か言葉は悪いですけど、レベルが下がるんじゃないかという、そういう危惧もされるんですけども、そのあたりについては、どうお考えですか。

委員長 観光戦略課長。

観光戦略課長 タニタにつきましても、定期的に職員、タニタの本部から指導とかに来られる場合もありますけれども、今回につきましては、有資格者から定期的な助言を受けることとしておりますので、そこにつきましては問題ないかと考えております。

委員長 よろしいですか。

松下委員、すみません、順番にお願いします。

松下委員 先ほど河本委員から発言がありましたが、グッドスタッフが指定から漏れたということなんですが、その人たちが応募の中でどういふことを言って、どういうふうこれから不足な点を改善していくかという視点が公表されないでしょう。これは一方的な意見だけでこうなったということを我々、判断しなきゃいけない。この点についてはどう思いますか。

委員長 観光戦略課長。

観光戦略課長 提案内容の公表につきましては、先ほども御説明させていただき

ましたが、情報公開条例に準じる形となります。ただ、今後は公開する範囲をあらかじめ募集要項に明記しまして、応募社名も含めて選定結果を公表することを検討したいと考えております。

委員長

松下委員。

松下委員

今後ということについては、これからまた議会で議論すればいいと思うのですが、今回の判断をするためには、グッドスタッフの人たちが数年間やってきて、ここが足りなくて、ここが今度はこれに変えたいとか、そういう意見、それから、今、DMO側からのこうしたいと、こういう意見をどう評価したかというのは、我々、全然見えない。そこが問題だと僕は思うんです。

委員長

松下委員、よろしいですか、質問は、今の回答は要りますか。

松下委員

回答をもらうんです。

委員長

観光戦略課長。

観光戦略課長

審議会につきましては、11月16日に7名の審議会の委員を交えまして開催しておりますので、その点については特に問題はないのではないかと考えております。

委員長

松下委員。

松下委員

答えになっていないと思うんですけど、その審議会の委員での判断というのはあっても、そこはグッドスタッフ側の意見も聞いているわけですね。我々聞いていないんですわ。だから、そういう点では非常に不透明な判断を議会に求めているということになりますので、我々としてはこれは理解できないということと、併せて課長のほうから、この場の決算を見せていただきました。その内容を見ると、ほとんど指定管理料でもっている、こういう状況ですね。もともとそういうことなので、企画としては、このときにもう発言しましたが、無理な建設だったというふうに僕は思っております。やっぱりルールを改善をやっていかないと、例えばグッドスタッフが数年間努力してきて、今後こうしたいといって公募したのにも関わらず、事由もオープンにされずに次の指定管理者に渡された、こういう事実が広まってくると、ほかに応募する人がいなくなりますよ。そこはどう思いますか。

委員長

観光戦略課長。

観光戦略課長

あくまでも公募の形式をとってございまして、選定審議会の専門家

の委員も交えて審議しておりますので、不透明というふうにはならないと考えております。

委員 長

松下委員。

松下委員

そういうことであれば、議会の判断材料はほとんど審議会が通ったというだけの判断になりますね。もっと議会としてはなかなか判断はできないということになります。我々としては賛成できないということで、ルールの改善について努力してもらいたいです。

委員 長

分かりました。

高橋委員、どうぞ。

高橋委員

これ、意見交換会のと時から私は不透明だと言っているんですけど、まず、今日、公募の要領がこういうふうになりましたということは、今までグッドスタッフさんの運営を見て、やっぱりこういうふうな公募要領に変えないといかんのだなという反省に立って公募要領を変えたと思うんです。その反省がどこにもないんです。さっきからいろいろ言っているけども、タニタは失敗じゃないですかと言われておりますけども、これについては、こういうコンセプトでやったけれども、この部分に課題があった、問題があったと、だから、こういうふうな公募要領にしたんですというように説明を我々は一切受けていない。それで、それに基づいて応募してきたところを審査した、審査したと言っているんだけど、まず反省がなきゃ駄目ですよ。どれだけ反省ができるかというところで、次の進歩が決まるんです。その反省については何らなしで、公募要領をこういうふうに変えましたと。この公募要領に従ってやって審査したらここでしたと。何で公募要領をこれだけ変えんならんのやと、その中にはタニタをやめるということも含まれているんだけど、どうして今までの運用を見てきて、公募要領を変えなきゃいけないのかということの理由について説明してくれませんか。

委員 長

観光戦略課長。

観光戦略課長

タニタとのコラボにつきましては、前はタニタのネームバリューによる集客ですとか、健康増進への期待があったことから、指定管理の要件としておりましたけれども、3年間の営業実績を見ますと、なかなか売上げが伸びないことですとか、原価率が高く、提供

を義務づけられた商品は事前に準備が必要で、注文がない場合は廃棄しなければならないということもありまして、やはり営業収益の足かせとなっているような状況がございました。

また、ロイヤリティー経費ですけれども、これにつきましても、タニタメニューの売上げ以上にロイヤリティー経費がかかっているような状況がありましたので、今回、見直しまして、食事メニューの3割以上は健康食品にするということですが、施設の設置目的に沿ったような形でタニタを外しましたけれども、施設の運営はできるのではないかと考えております。

委員長
高橋委員

高橋委員。

タニタについては、こるぱをやるといったその前に私は富山へ行って、富山のタニタのお店を見てきました。スムージーが1杯700円とか、ジュースが500円、400円、私、飲んできました。これは絶対美浜ではうまくいかんと思った。しかもそれは体育館に併設されていて、運動した後にタニタに寄って飲んでくださいというようなタニタのお店でしたね、富山の場合は。ちょっとそんなに人が寄らないだろうなど。万歩計をいろいろとみんなに配布したりしたけれども、あんなのもう携帯で全部やれるわけだから、私は1年間かやりました、議員として。その後すぐに解約しましたけど、そんなので、何で健康管理までタニタに任せるのというようなイメージも持っていました。

タニタを外しますということについては、進め方には私は疑問を持っているけれども、この考え方はいいと思う、やめればいいんだろうなと思います。

ただ、2番、3番、野菜小鉢をつけろとか、3割以上は目的に即した健康食にきなさいというような募集要項というのは、今までできていなかったということなんですね。コロナという条件もあったと思うんです、この2年間は。それは、そういう反省の裏返しでこういう応募要領にしたんですか。普通の食堂と変わらないじゃないですかと、ほかのレストランにいろいろと影響を与え過ぎるじゃないですかというようなことも配慮されたんですか、その点の反省というか、考えをお聞きしたい。

委員長

観光戦略課長。

観光戦略課長 2番、3番の項目でございますけれども、健康みはま21の後期計画におきまして、野菜摂取量増加への推進ですとか、適切なエネルギー摂取の推進という項目を定めておりますので、それを実現させるために設定されたものでございます。

委員長 高橋委員。

高橋委員 そうすると、これまでの運営されてきた内容のもとでは、こういった②、③に書いているようなことはクリア出来ていたというふうに考えておられますか。今のままでは不十分だなというふうに考えた上で、こういう要綱を追加したのか、その辺の反省を聞きたいんです。

委員長 観光戦略課長。

観光戦略課長 この条件につきましては、これまでのタニタとの連携ということを外すに当たりまして、施設の設置目的の健康増進というところを重視しまして、この条件をつけたところでございます。

委員長 高橋委員。

高橋委員 そういうふうに答弁されると思うし、これ以上やっても水かけ論になるからやめておきますけど、それと、もう一点あるんです。いいですか、委員長。

委員長 どうぞ、どうぞ。

高橋委員 私、これをDMOさんがやると。美浜の業者さんが運営主体になりますということについては、これはグッドスタッフさんには申し訳ないけれども、頑張ってくられたと思うんです、私しょっちゅう行っていましたから。でも、やっぱり美浜の業者さんがやるということについては、私は意味を感じます。例えば道の駅だとか、イチゴ園だとか、今回の船も外に出すらしいんだけど、美浜の関与というのはほとんどない中で事業が進んでいっている。だから、ここもこのままいったら、ここ、熊本さんです、熊本県の業者さんですわな。だから、美浜の人たちが関与して、美浜を何とかしようというふうな気持ちで動けるのかどうか、今の事業の進め方で。という点で考えれば、DMOさんが知恵を絞って何とかしようやというふうに考えられたというふうに前向きに捉えれば、何も聞いていませんよ、私は白紙の状態に来てはいますけれども、その辺は評価するんだけど、進め方が非常に不透明、クリアじゃない。信頼関係

を損なうように、私たちと進められる方との間の何でということばかりなのです。そういうクエスチョンがなるべくないように、もし質問があればクリアに説明していただきたいというふうなことを希望しておきます。

委員長 ありがとうございます。
寺田委員、どうぞ。

寺田委員 似たような質問なんです、大きい一つ疑問があるのでお答えいただきたいと。当初、指定管理を決めるときに、美浜町内には受け入れる業者がないと、どうしても、熊本さんをお願いしないかと、全てを。そういう注文をつけて受けていただいたと。それで、今回、撤退してもらって、DMOさんが受けるという経緯の中でどこが駄目だったのか。当初美浜町内ではできないという状況があったにもかかわらず、今回できるようになったというのはどういうところが変わったのか、その辺の説明をお願いしたいと思います。

委員長 観光戦略課長。

観光戦略課長 前回の公募のときには、三方五湖DMOというものがまだできておりませんでしたけれども、今回、できて1年以上がたちまして、地域の発展のためにということで応募されたものと考えております。

委員長 寺田委員。

寺田委員 分かりにくいですが、DMOさん以外の中で、個人事業者とか、レストラン経営者とか、敦賀には、近くにもいろんな業者があつて、そのときに思っていたのは、この程度の経営で、何で町内、あるいは、近隣市町村の中にいないのかなと疑問を持っていたんですけど、それが熊本のほうになぜ行かなあかんのかなと、そういう思いを持っておったもので、どうも説明をお聞きしたけれども、今、ちょっと合点のいかん点はそのことなんです。本当に大丈夫なのかと考えていたところで、指定管理者としてそういう思いです。

以上です。

委員長 藤本委員、どうぞ。

委員長 藤本委員。

藤本委員 今、指定管理がこるばに連携しての話が思うんだと思うんですけど、できる前に、県の園芸ラボとの関連が大変重要な部分もあると

思うんです。その辺で業績が、先ほど高橋委員のおっしゃった、コロナの関係もあって集客が減っているのは事実だと思うんですけど、そのラボとこるばとの一連の全部関連したもので持っていないと、こるばの運営も大変だと思います、こるばだけでは。やはりそういうトマトの関係、試験場で作っている食材も使っている、使ったり販売しているはずですから、その辺のところの関連のほうもしっかりと確認、または、指定管理の変更も伝えて調整しているんですか。

委員 長

観光戦略課長。

観光戦略課長

園芸ラボとの連携につきましては、指定管理の募集要領におきまして、県の園芸研究センターと連携して、地域の住民や観光客等の来店を促す管理運営を行うことと定めておりますので、当然連携は必要と考えております。

委員 長

藤本委員。

藤本委員

必要と考えておりますという答えですけど、それが全体の必須条件でのこるばでもあると思うんですが、その辺のところをしっかりと捉えて今までこなかった面もあるんじゃないかと思うんです。確かに私どももこるばには食材を収めさせていただいています。そういう状況を見ると、最初の品目よりも今、かなり品目が増えているのが事実だと思いますし、お客さんもラボの関係から流れてきているお客さんが結構いらっしゃいますから、その辺のところをしっかりと把握して、管理に関することなんですけど、しっかりと捉えていないと、これはこるば、こるばばかりの単独での判断は大変だと思いますし、今後とも大変な状況になると思います。

それと、このタニタですけど、タニタ側のほうはどう言っているんですか。外すだけでこれで終わりなのかな。

委員 長

観光戦略課長。

観光戦略課長

タニタ側につきましては、契約を解除することで、特にそれ以上追求といいますか、契約を解除するだけになります。

委員 長

問題はなかったということやね。

観光戦略課長

はい。

委員 長

副委員長、どうぞ。

副委員長

先ほど寺田委員がグッドスタッフの何が駄目だったのか、明らかにしてほしいと言っておったけど、僕もそこを明らかにしてほしい

と、思っているんですが、本当に私、先ほどから繰り返しているけど、行政の施策が、グッドスタッフって当初から行政の描いたコンセプトどおりに事業をやってきた、指定管理者で。グッドスタッフの何が駄目だったの。

委員長
観光戦略課長

観光戦略課長。

何が駄目だったというものではないんですけども、今回応募がありました2社の中では、三方五湖DMOのほうが管理運営の意欲や熱意が十分に感じられましたし、地域や関係団体とも連携しながら、これまでにないサービスを提供するというのが選定審議会で評価されたものと考えております。

委員長
副委員長

副委員長。

そこで、選定審議会、選定審議会と言っているけど、結局のところ、自分たちの失敗を行政が認めなかったら、今後の新しい展開なんて生まれてこないんですよ。同じ失敗をまた繰り返すだけです。それで、グッドスタッフ自体があかんのか、それとも、本当に行政の施策自体が間違っていたのかというのは、これからもしっかりと検討してほしいし、やっぱりDMO自体が地元の事業で、それを評価したと言っているんですけど、その評価して、また行政がそれを施策にちゃんと組み込んでいかないと運営が難しくなっていくと思うんです。そういうところの施策というのは、今度DMOにするというんだったら、行政、ちゃんと描いているんですか。本当に何かグッドスタッフの2社で事業者を選定して、落ちたところはグッドスタッフというふうには明確には明言されませんが、落ちたところを公表できない、公表できないとか言っているのは、単に行政が都合悪いからじゃないですか。悪いところとよいところを比較できないような状況をつくっておいて、そこが目に見えないような形じゃないですか。そういうのが明らかになると困るのは行政なんじゃないですか。そういうところをちゃんとオープンにさせないんですよ。

委員長
観光戦略課長

観光戦略課長。

今回の応募要領につきましては、公表のところまで定めておりませんでしたので、次回以降、検討させていただきたいと考えております。

委員長
副町長

副町長。

いろいろと貴重な御意見、ありがとうございます。説明が若干ちょっと不足しているところもございますので、私のほうからも一言ちょっとお話をさせていただきたいと思います。

今回、指定管理者と選定審議会につきましては、私を含めて7人おりましたので、先日も説明いたしましたように、その委員長には横浜商科大学の教授にやっていただいておりますし、それ以外につきましては、中小企業診断士の方であるとか、これは事業全体の収支なんかも見えていただくための先生でございますし、あとは虹色食の料理の講習会の先生、また、美浜町の生産者連絡会、それと、町内でこども食堂といましょうか、そういった地域での振興のための食堂なんかをやられている方、さらには、県の農業試験場の方といった形で、それぞれの専門の方に審議会の先生になっていただいて、慎重審議をさせていただいたところがございます。

タニタのことについて、いろいろと御意見をいただきました。タニタにつきましては、これまで町としてはげんげん運動の取組を含めて連携をしながら決めているところがございます。委員の皆さん方からもいろいろ御意見をいただきましたけれども、確かに我々もいろいろなこの町全体の施策につきましては、やはりしっかりと検証しながら、時には十分場合によってはそれをやめることもいとわず、これまでからの施策についても取組をさせていただいておりますし、そういったことにつきましては、総合振興計画の策定の中でも、これは町民の方からも求められておりますし、また、議員の皆さん方からも、そういったことについては求められているというふうに思っております。

タニタのことについては、これは現場の、現在指定管理を受けておられる方からも、やはり非常にいわゆる足かせになっているといったようなお話を伺っていました。さらには、最初の選定審議会の中で、町民の中からそういった声がなかったのかといったお声もございましたけれども、そういったことについても若干の我々のこれはやはりしっかりと反省の念に立たなければならないと思っておりますけれども、そういったものが美浜町には若干や

はり合わなかったところもあるのかなというふうに感じております。

そういったことを検証して、今後の新たな公募要綱をつくった中で、先ほども説明いたしましたけれども、タニタとの連携をしなくても、現在やっておりますげんげん運動の取組の一環の中で、この健康楽膳拠点施設の取組が継続できるのではないかとといったような仕様の変更をさせていただいて、仕様書をつくったといったところでございます。

この選定審議会につきましては、実は今回2社応募があったと。今回このDMOが特にやはり評価されましたのは、今ほども何回も課長のほうから説明をいたしましたけれども、やはり地域との連携の取組、今後の地域振興、美浜町におきましては、三方五湖エリアを含む様々な今後の事業展開を進めておるところでございます。それらが、現状では点である、一つの点であるということでございますけれども、そういった点をしっかりと線として結びながら、連携をしながら取り組むというところはDMOは特に強調をされました。そういうところを特に審議会の先生方は評価をされたのではないかと思います。

一方、もう一社につきましては、県外の実は事業者でございます。そういった中で、県外の様々な現在指定管理を入れている施設と美浜町の連携という話をいただきましたけれども、そこがやはり何か見えない、見解がやはり不足している、そういうところが評価されなかったのかなというふうに思っております。本来であれば、これまでの実績等をしっかりと述べていただいて、新たな展開を提案をいただければよかったわけでございますが、そういったところが少し足りなかったのかなと。そういったところで、審議会の中でも実は非常にこの審査が終わった後に皆さん方と意見交換をしました。私は今申し上げたそういったところが、やはり最終の優劣の評価につながったのではないかなというふうに思っております。

そういった中で、この三方五湖DMOに今回、審議会の結果として決まりましたけれども、今後やっぱりそれをしっかりと今後の連携と言いましたけれども、具体的にどうやって連携するんだとい

ったところであるとか、今後の今までのやっていただいた方との継続の話であるとか、そういったことについては宿題もあろうかなというふうに思っております。そういったところにつきましては、協議をしながら進めていければいいかなと思うところがございます。

私のほうからちょっと説明をさせていただきました。よろしくお願ひします。

委員 長 ありがとうございます。

 松下委員、どうぞ。

松下委員 副町長の話については、よく理解したいと思うんですが、例えばこるばというの、健康楽膳ということで、人間運動の変調に位置づけられてきたと思うんです。そこがやっぱり改善されないと、この施設がよかったのかどうかの検証ができないので、その指標を、どういう統計を見ているのか、そこをちょっと教えていただきたいと思ひます。

委員 長 あれですか、副町長にですか。

松下委員 いや、いや、課長。

委員 長 観光戦略課長。

観光戦略課長 今回、特に野菜を重視しましたがけれども、野菜につきましては、現在、男女平均222グラム摂取しているということで、目標値より128グラム不足しているというような現状がございました。

 それから、先ほどもげんげん運動につきましても同じでございます。まだまだ取組のほうが必要だというふうに考えております。

委員 長 松下委員。

松下委員 ちょっと聞きたいことと違っているんですけど、こるばをつくって、野菜を増やして、それで、塩分も減らしてと、こういうことを今、答弁をもらったんですが、じゃあ、その結果、どういうふうに数値が改善されてきたのか、そこが僕ら、この統計の数字を見ているとか、例えば国民健康保険の美浜の数値が大きいとか、その部分がどこがどう変わったとか、そういうところの統計をしっかりとこのこるばの施設と連携させていかなければ、この施設がよかったのかどうか、経営だけでは判断できないと思うんです。最終的な結果はそういう数値だと思うので、そこを起点にこの施

設をつくろうと言ったわけですから、どういう統計を見ているか。

委員 長
町 長

町長。

こるばにつきまして、いろいろ御意見を頂戴しております。この目的は、今、松下委員がおっしゃったように、食の健康の拠点としていきたいという考えでこれはスタートしたところでございます。これらのげんげん運動を続けてきた中で、反省点が幾つかあった。それは野菜の取得であったり、運動であったり、食でもって改善していけるところがあるんじゃないかと、そういう視点に立ったのがこのコルパの発想の原点でございます。いろいろ御意見を頂戴しております。副町長からお答えをさせていただいたところでございますけれども、まずは、我々はやはり健康食で出しているタニタさんのお力をお借りしたいということと、この施設、非常に厳しい御意見が当初ございましたけれども、何とか運営をして軌道に乗せてあげたい、今、グッドスタッフさん、いろいろな御協力と御努力もいただきました。その中で、一つ高橋委員、反省の点というふうに言われましたけれども、まずは、タニタは入れたけれども、タニタが地域なり、我々の中では悪かったかということ、非常に事業者さんは努力はいただきましたが、結果的には余りここが言っている目的に沿うような形にはなりきれなかったというのが現状かなというふうに思います。そういった反省に立ちながら、また運用する中で、本当に健康の拠点の施設であるならば、本当にこれから地域が求めている、また、健康食に対して興味のある方が、ここに行ったらおいしい健康食が食べられるんやというところまで届いてなかったんじゃないかと、そんな反省を我々は踏まえながらこの募集要綱の中に生かしてもらったのがこの大きくってこの3点でございます。こういった条件を提示をしながら、それは参加される方々の皆さんが手を挙げていただいて、一定の条件を設けてこういうふうに公募したわけで、今回2社が立ってくれました。そこで、いろいろ意見を聞いていると、恣意的な考えがあるんじゃないかということも受け止められる部分もあるんですけども、我々そういったことは一切ございません。そういう中で、公平な第三者的ないろんな視点から競争を、それを判断していただけるような審議会の委員さんをお願い

をして、その中で出た結果が副町長が説明したような、そういう意見を踏まえて、ここは優先的にコシヤできる社であろうというような判断に至ったわけで、我々はこの健康食、運動を拠点としながら健康づくりを進めていくというのは、試行錯誤的などころがありましたけども、そういったものを生かしながら、次に発展的にここを拠点として美浜の地域の健康づくり、これを進めていきたいというふうに思っておりますので、いろいろ御意見いただきましたけども、我々はこれから反省を踏まえながら、これから運営していただくことになるであろう事業者さんにも、これまでもそれぞれの運営状況を見ながら、改善しとったかどうかということを行いながら進めてきたわけで、これからは運営については、我々が思っているような、ここを拠点とする食の健康、さらにはここは運動公園もあります。ボートの練習場もありますので、そういったところを生かしながら、しっかりこの美浜の健康づくりを進めていけるようなことにしていきたいなというふうに思いますので、いろいろ御意見を頂戴いたしました。しっかりとそれを参考にしながら、ここを拠点とした健康づくり、進めていきたいなというふうに思いますので、御理解のほど、お願いを申し上げたいというふうに思います。

委員長
松下委員

松下委員。

町長の言うことについては、よく理解できるんです。それで、その検証を何でやるかと。例えば最初のげんげん運動のスタートなんかでも、生活習慣病が美浜でかなり県内の上位を占めるというところからスタートしているんじゃないかと僕は思っているんですけど、じゃあ、その指定管理料を年間1,000万円以上払って、この事業をやってくださいと言っているんですから、その結果をどこかで検証しないといけないと思うんですが、そういうのを県内にあるいろんな統計でどういうものを使えますかというのを聞いているんです。そこを僕はやっぱり、じゃあ、高血圧の治療費にどのくらいかかったとか、そういういろんな統計があれば、そこを注目して見ていますというところを答えていただければ、これは短期にはなかなか結果が出ないと思うので、常にそこは、我々は見ていると、こういう事業の推移を見るというか、チェックをするというか、それは常にやってもらいたい。今、回答で

きないのであれば後でも結構ですけども。

委員 長 意見でよろしいですか。

松下委員 要望ですね。

委員 長 要望ですね。

町長、どうぞ。

委員 長 町長。

町 長 今、松下委員から要望をいただきましたけど、美浜町は国保の1人当たりの保険料、これはずっと1位、これは不名誉なことではありますけども、それを続けております。そこが何でそうなっているのかというのはいろいろ分析をしながら、まずは塩分のとり過ぎを抑える、食べる量を抑える、げんげん運動から始まって、その反省に基づいて健康、いわゆる運動しながら歩くこと、今回もいろいろな歩く運動をやっておりますけども、そういったことで健康づくりを美浜で進めていこうと、これまでやっておりました。おっしゃるように、その成果がどうなっているのか。いろんな見方があると思います。我々はいろんな形で国保の指標分析なんかもやっておりますので、そういった指向的ににらみながら、この次の展開はどうあるべきや、どこに改善をするところがあるのかというところは、これから委員がおっしゃったような思いを持って、しっかり取り組むことで、成果を数字として見えるようなこと、これをしっかりやらせてもらいたいなというふうに思います。ありがとうございます。

委員 長 質疑がないようですので、これで議案第87号についての質疑を終わります。

以上をもって、付託されました議案の質疑を終了いたします。

ただいまから採決に入ります。

議案第84号 美浜町国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定についてを議題いたします。

本案について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員 長 全員賛成であります。

よって、議案第84号は、全員賛成をもって承認することに決しました。

次に、議案第86号 敦賀市と美浜町との間の一般廃棄物の処分に係る事務の委託の協議に関し議決を求めることについてを議題といたします。

本案について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長

全員賛成であります。

よって、議案第86号は、全員賛成をもって承認することに決しました。

次に、議案第87号 美浜町健康楽膳拠点施設の指定管理者の指定についてを議題といたします。

本案について、原案のとおり承認することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長

賛成多数ですね、賛成3人、反対3人になりました、同数ですね。同数によりますと委員長採決になります、よろしいですか、委員長は賛成です。

よって、議案第87号は、賛成多数をもって承認することに決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案3件の審査を終わりました。

理事者におかれましては、これで退席いただいて結構です。御苦労さまでした。

(理事者 退室)

委員長

委員の皆さんはそのままお残りください。請願の、ちょっと暫時休憩します。

(休憩 午前11:15)

(再開 午前11:20)

委員長

再開します。

皆さん、おそろいなので、それでは、今回付託されました請願の審査に入りたいと思います。

請願第3号 美浜町坂尻で誘致進行中の場外舟券売場設置計画について美浜町議会で審議され、反対を議決することを求める請願

で、11月15日に兵庫賢一議員、辻井雅之議員を紹介議員として提出されたものであります。

この請願の趣旨説明につきましては、紹介議員である辻井議員に説明していただき、それぞれ質疑を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

委員長 それでは、請願第3号につきまして、紹介議員の辻井議員から説明をお願いいたします。

辻井議員 (趣旨説明)

委員長 趣旨説明が終わりました。本件について、紹介議員である辻井議員への質疑はございませんか。

副委員長。

副委員長 河本です。辻井議員といえば、山東地区の佐田地区の議員さんです。東では最大の集落の方ですし、町内にとっても佐田地区というのは最大集落ですね。それで、東地区の小学校も佐田にありますし、坂尻自体も山東地区でありますけども、近隣の山上とか、太田とかを含めると、坂尻地区の7倍とか、8倍ぐらいの集落数があります。その議員さんなので、そうやって辻井議員を取り巻く環境ですね、そういったところではやっぱりこういう公営ギャンブルの設置については反対の声が多いものなのでしょうか、どうなのでしょうか。そういう思いを酌んで紹介議員になられたということでもいいんですか。

委員長 辻井議員。

辻井議員 佐田区のほうの区の役員等については、話す機会がありましたので、もうほとんど全てがこんなものは要らないと。変な言葉で言えば、そんなのつくってもらったら美浜の恥やぞというようなお叱りも受けて、絶対つくるなということでありました。

佐田以外の区については、聞いたことはありませんけども、同じような声もあがっていることはありますので、厳密に佐田区の役員だけの意見でありまして、区民等についての意見については全て伺ったわけではありませんが、先ほど言いましたように、それ以前の問題で、こういうものはあかんということで紹介議員にならせていただきました。

以上です。

委員 長

ほかに。

副委員長。

副委員長

私、議運の委員でもありますけども、議運の中でもこの請願の取扱いについて、取り消されたらどうかとか、時期尚早だとか、いうような意見がありましたけども、辻井議員、しっかりとその請願を取り消さないということを明言されていましてけれども、やはり今のような状況、思いがあって、しっかりこの議会の中で審議して結論を出してくれということの思いなのではないでしょうか、やっぱり。

委員 長

辻井議員。

辻井議員

やはり請願書を出した以上、議会のほうで承認して、話し合いをきちんとされて、それにはちょっとまた賛成の意見等も必要なんですけども、前回議運のほうで、会社側の説明もちょっと求めたんですけども、ちょっと来てくれなくて、全員で話す機会がなくなったというのが非常に残念だという、この後、賛成派の説明等があると思いますし、そのときは傍聴させていただきたいと思います。

委員 長

ほかに。

松下委員、どうぞ。

委員 長

松下委員。

松下委員

普通に考えると、坂尻地区がそういう施設の設置に反対するというのは普通なんですけども、そういうふうに思えるんですけども、なぜ坂尻地区の区民が賛成多数でこういう施設を誘致したいというふうに考えたのか、情報はありますか。

委員 長

辻井議員。

辻井議員

私も確かに地元では賛成が大半、30対9、無効が3という明確な数字が出ております。私もなぜ地元のほうは誘致に賛成したのかというのが疑問でありますけども、この後、請願者の清水さんが来ております。私も詳しいことは分かりませんが、賛成派の意見が分かりませんので、私もちょっとこの後、傍聴させていただいて、聞かせていただきたいと思います。正直なところ私にも分かりません。

委員 長

よろしいですね。

(なしの声あり)

委員 長

ほかにないようですので、これで質疑を終了します。辻井議員に

おかれましては、退席していただいて結構です。ありがとうございました。

(辻井議員 退室)

委員長

次に、今回の請願者である、清水博之氏に来ていただいておりますので、反対されている理由等について説明していただきたいと思っております。

清水博之氏に入室していただきます。

(清水博之氏 入室)

清水氏

(説明)

委員長

本件について、請願者である清水博之さんに質疑を、何かありましたら挙手をお願いします。

副委員長、どうぞ。

副委員長

河本です。請願者の清水さん、この請願の文章を書かれたと思うんですけども、表題には、場外舟券発売場の設置計画について、美浜町議会で審議され、反対を議決することを求める請願というふうに書かれてあるんですが、請願趣旨のほうをずっと読んでいきますと、文章の構成的に反対の理由がありまして、最後に、将来の明るいまちづくりを進めていかれることを強く求めますというふうに締めくくられていまして、表題の具体性が、請願の趣旨では抽象的になっています。将来の明るいまちづくりを進めていくために反対を議決するということを強く求めますと書いてあるのであれば、表題と趣旨が一致するんですが、文章を読んだだけでは、反対の議決のための審議をすればいいのか、将来の明るいまちづくりを進めていくための審議をすればいいのか、はっきりとしたことがつかめません。ですので、この点の請願人の意思を確認したいんですが、どうでしょうか。

委員長

清水さん、どうぞ。

清水氏

私としましては、将来の明るいまちづくりをというところは、同じ方向性を持たせて書いたつもりなんです、表題と。ただ、抽象的な表現ではっきりしないということですので、率直にこの1ページの下のところの文章ですね、言葉を選ばずに申し上げますと、将来の暗いまちづくりをしないでいただきたいと、ギャンブル施設を呼び込み、ギャンブラーを増産し、そのギャンブラーから巻

き上げたお金を美浜町の財政のこやしにするようなことはしないでいただきたい、そういうことであります。

委員長 ありがとうございます。

副委員長、どうぞ。

副委員長 この委員会とか、議会で、この賛否によって反対議決の賛否が問われているわけですが、最終的な議会の結論ですね、賛否の結果というのを国土交通省に報告しなくてもよいのかなというふうにちょっと疑問に思っています。請願人には、賛否の結果というのが議会から通達されるんですけども、国土交通省が議会や行政からの通知はないということで、問題を放置する可能性というのがあるのじゃないかというふうに考えています。請願人が管轄の国土交通省に結果を報告するのか、議会が報告すればいいのかというのが、請願の内容から読み取れないので、そのあたりの考え方をちょっと伺いたいんですけども。

委員長 清水さん、どうぞ。

清水氏 2年前にもこの事業者は、美浜町議会や美浜町長を無視して、いきなり国土交通省に設置を申請している経緯がありまして、今回も弁護士をつけてそれを狙っている様子もうかがえるんです。請願の賛否は、まず、私から国土交通省のほうに報告させていただこうと思っております。

委員長 副委員長。

副委員長 そうすると議会は、賛否を議決すればいいということになるわけですね。その方向性で話が進んでいくと思いますけど。また、請願の趣旨の中で、記名付きの投票が行われたということが書いてあります。反対すれば、世帯全員が推進派からですね圧力をかけられるおそれがあるような投票方法で私は独裁政権とか封建社会の投票方法をですねちょっと疑問に思ってます。しかも一度は挙手による採決賛成多数となっていたものをですね、先ほど言われましたように国土交通省にここの請願の中で国土交通省に数的根拠がないというふうに指摘されてます。その後の記名投票ですから、民主主義のかけらも感じさせないようなこんな投票方法だと、そんなことが行われるのかという信じられない思いで驚いていますけども、こんなことをやっていたら、無記名の投票だったとしたら、もしかしたら

票の操作が行われる可能性だってあるんじゃないかというふうに考えるわけですけども、請願書を読むと、坂尻区で民主的で公平で公正な投票ってできるような状態じゃないようにも読み取れるんですが、請願人としてはどういうふうに思っているんでしょうか。

委員 長 清水さん、どうぞ。

清水 氏 坂尻で行われた住民投票については、その投票結果などを記した資料がございますので、それを見てもらいながらのほうが回答しやすいんですけども。

委員 長 今、お持ちですか。

清水 氏 はい。

委員 長 それで、配ることはよろしいですか、では、ちょっと、事務局ちょっと配って。

手元に資料、届きましたね。じゃあ、ちょっと説明だけお願いします。

清水 氏 配付の資料を見ていただきたいのですが、請願の理由6か条以外に補足がございます。補足といたしまして、2021年10月30日土曜日、19時から開かれた、坂尻臨時総会では、計画推進派の役員自らが議長となり、反対派の発言を許可しなかった上、欠席者の分も含めて、少なくとも3票の賛成票を議長一人で投じており、しかもそれが正当化されるよう、別紙の臨時総会出席通知書（兼議決権行使書・委任状）を作成して、事前に全世帯に配布するなどして、民意が損なわれており、この日の坂尻自治会住民投票はそもそも無効であると考えます。

その次の資料なんですけれども、臨時総会出席通知書（兼議決権行使書・委任状）というのが、これは坂尻自治会長がつくったものでございます、文書でございます。

それで、これは、実は総会が行われた、総会というのは集会ですね、今回の住民投票が行われた、その30日土曜日よりもっと前に配られまして、実は27日が、毎月27日が集金日なんですけれども、集落の。それに持ってきてくださいと、大事な書類ですということが下のほうに書いてございまして、この通知書は10月の集金袋に入れて、27日の集金日に回収しますので忘れないように持ってきてください。重要な書類ですので、必ず御提出く

ださいというものなんです。

それで、これは、住民に選ぶように書いておきまして、最初に世帯主名を書きなさいと、印鑑を押しなさいとありまして、1番、臨時総会出席通知書、下記AからCのいずれかを丸で必ず選択してください。A、本臨時総会に出席して、議決権を行使します。これは当日30日に出席することです。B、本書面にて議決権を行使します。下記の2を記入してください。C、代理人に委任して議決権を行使します。下記の3を記入してください。ということで、Aに丸をした人は当日出るので2、3を書かないんですけれども、これでもう投票を済ませたいという方は2を書きます。2、議決権行使書、議案への賛否を丸で選択してください。私は、下記のとおり、議決権を行使します。なお賛否の選択がない場合は、賛成したものとして取り扱ってくださいというふうに書いてあるんですね、議案、場外舟券発売場の設置計画承認の件、賛成または反対です。次に、C、代理人に委任して議決権を行使します。この代理人という意味は、ちょっと下にも書いてございますけれども、配偶者または子ですね、成年に達しているということが条件ですけども、それを指しています。下記の3を記入してください。3、委任状、①議長を丸で選択していただくか、②に代理人名を記入してください。私は①議長、または②誰々を代理人と定め、議決権を行使します。なお、委任する代理人の氏名がない場合、または、代理人が特定できない場合は、議長へ委任するものとして取り扱ってください。要するに何も書いていなかったら、議長へ委任するものとして取扱いますよ、取り扱ってくださいと書いてあるので、必然的にそういうふうになってしまいますね。

要するに、こういうふうに全部お話しさせていただきましたけど、この資料については、2枚目のこの資料ですね。そうしますと、例えば2では、白票が賛成になるように細工がしてあるわけなんです。3では、推進派の議長、坂尻の自治会長がそのまま議長になったんですけども、その場で議会の承認とかなかったんですけど、いつの間にか議長をしていたんですけど、その推進派の議長が、欠席した本人の代わりに投票できるように細工がしてある

わけですね。それで、要するに議長自身に加えて、欠席者の分も賛成票として上積みされていると。投票する際も、記名式で、しかも投票席というのは卓上の机でして、2つありました。その卓上の机、投票する席の目の前には、こちらは自治会長、区長ですよ、それで、副会長が目の前にいまして、その距離20センチもないわけなんです。目の前にして投票用紙を渡されて、さあ、書けということでした。

委員長 あとの説明はよろしいですか。

清水氏 この2枚目についてはそうなんですけども、3枚目には、臨時総会が終わった後の11月22日にちょっと回覧されたもので、議事録として載っているんですけども、これについても私は説明する必要があるとは思っているんですけども、これについて質問があればと思っているんですけども。

じゃあ、続けたほうがよろしいですか。

委員長 続けて説明いただければ、こちらのほうも分かりやすいので、お願いできますか。

清水氏 要するに、私が申し上げましたとおり、この日の集会では、住民の意思表示ができなかったのではないかというふうに考えております。1世帯1票ということもありましたし、例えば臨時総会を見ていただきたいんですけども、7の質疑応答とございますね。区外者がいるが、誰かという質問がありました。Aの、議長が答えたんですけども、本臨時総会の立会人であるということで、その立会人の名前が載っているんですけども、上のほうですね、立会人、坂尻自治会顧問税理士、橋本さんですね、三国競艇企業団3名、弁護士、敦賀の方ですね、立会人といいましても、全て計画推進派ですよ。住民の中で議長が文章をずっと読み上げ始めるので、誰かと尋ねた人がいたので、ここで初めて自己紹介がなされたというわけであります。

その下ですね、質問の、反対の意見を述べられないのかということなんですけども、この集会では、反対派、私は当然反対の意見を述べて、皆に聞いてほしかったんですけども、推進派の圧力によって、反対意見を発言することすら認められなかったわけですね。そこに書いてあるとおり、めくってもらっても、複数の出

席者の言い分として、反対意見だけじゃなく、賛成側からも意見は言っていない。この場は、今日は意見を言い合う場ではないだろうということ、反対票が増えるのを恐れた推進派がこういうふうに発言を止めた、私、言わせてもらえなかったということがございました。

ただ質問することは認められましたので、質問はできたんですけども、計画推進派にとって都合の悪い質問だったので、この議事録を見ましても、その部分が削除されているわけなんです。

例えば、私、質問した1つ目として、坂尻に隣接する集落での事業者の説明会というのなされたんですかと聞きました。そうしたら、議長であります、推進派の坂尻の区長さんですね、自治会長が、関知しないという一言でした。

質問の2つ目として、2年前、どうして町議会や町長を無視していきなり国土交通省に申請したんですか。これは私、非常に疑問だったので尋ねました。そうしたら、議長であります、自治会長の答えは、そのときはそういうシステムだったんだということで、事実を反することを言われまして、私ちょっと困ったんですけども、そういうふうに答えられたわけなんです。そのときはそういう法律だったんだみたいなことを言われたんですけど、明らかにそれは事実を反する虚偽なんですけども、そういうふうに言い切るものですから、その集会に集まったみんなは当然それを信じるわけなんです。自治会長が言っているんだから、それに間違いないだろうということ、しかも議事録から削除されております、その部分も。

あと、まためくってもらおうと、投票結果、新聞の記事にもなっていますけれども、投票結果ですね、あと、さらにめくってもらおうと、議長と議事録署名人がお二人、そして、立会人として弁護士のお名前が入っていますけども、こちらの方は、事業者でありますマーレグランド社に依頼されてこの集会に来たというふうな説明をされておりました。

資料の説明は大体そのようなところなんです。

大変よく分かりました。ありがとうございます。

ほかに何か、副委員長どうぞ。寺田委員、ちょっと。

委員長

副委員長　この資料の2枚目のやつなんですけど、一応これは書けば投票の結果に反映されるんですよね。当日の投票用紙もこういうふうな記名式と書いてあるので、記名式で、区長ら執行部の前で書かされたということなんですか。

委員長　清水さん、どうぞ。

清水氏　当日の投票用紙は、こういうA4サイズではなくて、長方形のこのぐらいですか、の大きさのもので、一番最初に、あなたの名前を書きなさいと書いてあります。その次に、これとよく似ているんですけども、議案ですね、場外舟券発売場の設置計画承認の件、賛成ですか、反対ですか。賛成・反対とそこのどちらかに丸をつけてくださいというような、そういう書式でした。

委員長　よく分かりました。

副委員長、どうぞ。

副委員長　この1枚目のやつなんですけど、請願書の2枚目と一緒にありませんか。これは補足と書いてあるんですけど、住民投票は無効やというふうに書いてありますけど、有効、無効というのは僕らではなかなか自治会の規約とか、判断しにくいもので、その内容が全く分からないんですけれども、信憑性がないというふうには言えるのかなというふうに思います。この補足部分も請願するときと一緒につけておけばよかったんじゃないかなと思うんですけど、これは何でそんなふうになったんですか。

委員長　清水さん、どうぞ。

清水氏　実は、これ、見てお分かりのとおり、2ページと書いてありますから、請願書の2ページ目のものなんですね。実際、実は紹介議員の兵庫議員と辻井議員から印鑑をもらった時点ではちゃんと事実が分かりやすいように補足は入っていました、私、書いてつけてありました。それで、別紙の臨時総会出席通知書（兼議決権行使書・委任状）もつけました。それで、ちゃんと紹介議員、お二人から印鑑をもらって提出したんですけども、その提出する際に、あるお二人の方から、この補足の部分と別紙の資料を削除してくださいというふうに言われましたので、それで削除せざるを得なくなったといえますか、結果的にはこれを、削除したものを請願書として改めて出しました。要するに差し替えた、差し替え

させられたということです。

委員長

副委員長。

副委員長

これ、報道で見ると、私も1世帯1票だというふうに思っていたんですが、説明を聞くと、委任して、委任してって委任を明確に書かなくても議長さんが投票できるようなやり方なので、ちょっとそこはやっぱり信憑性を持ってないなというのが感想です。

報道だけ見ていると、どうも区の75%が賛成しているかのように、これ、数字だけ見ると見えるんですけども、この投票のやり方って私は家父長制にしか見えないんですね。そもそも配偶者とか、女性とか、若者の投票の権利が保障されていないと思っただけで、坂尻地区48世帯で非常に小さな集落なんですけども、1世帯平均が2人とか、3人の有権者がいたとして、世帯の同等数とか2倍の人に投票権がないということ自体が、やっぱり区民の多くが投票による意思表示ができないというところに民主主義の視点というのが全くないなと思うんです。今、ジェンダー平等とかの観点というの盛んに社会的に言われていますけれども、そういう考えがまるでないというふうに私、考えていまして、そういう点では、請願人の思いというのはどうなのかなと。やはりこういうやり方というのは公正さに欠けると思っているのでしょうか。

委員長

清水さん、どうぞ。

清水氏

ジェンダーという観点からは、今回、1世帯1票ということでしたので、例えば世帯の中で票が割れるといったことが結構あったようでした。一般的にはやはり子を産み育てる女性は、子供のことがある、こういった博打やギャンブルの施設が建つ、心配ですわね。女性は反対が多かったようです。それから、若者も、そんな昔のような博打とか、ギャンブルとか、というのは余り関心のない人が多いので、子供とかは比較的設置には反対という方が多かったようですけども、今回、1世帯1票ですので、どういう、それぞれの家庭でどういうふうな決め方をしたのかは分かりませんが、家庭によってはジェンダー平等というようなことで公正に決められたかもしれませんが、それは家庭、家庭によってそれぞれに決められたということなので、それぞれにそれぞれの

家庭に任されたということになります。

委員 長

分かりました。いいですか。

寺田委員。

寺田委員

清水さんに単刀直入にお尋ねしたいんですが、普通ギャンブル車券売場の設置とか、舟券、中央競馬、地方競馬含めて、そういう場合には、例えば地区の人々がそんなのをつくってくれよ、むしろも楽しみたいんやという中で生まれる場合もあったかもしれませんが、今回の場合、坂尻地区の場合、本当に坂尻地区の方々がむしろ、舟券を買いたいんやから、こんなのをつくってくれやということが発端なのか、別のところから、意図があって、ここに作りたけれど、皆さん、何とか許可してくださいという、そういういきさつについては私らよく分からないのですが、どうなのですか。

委員 長

清水さん、どうぞ。

清 水 氏

今ちょっと当日の臨時総会資料というのを見ているんですけども、当初からの主な経緯がありまして、令和元年6月、千鳥苑より設置の検討依頼あり。令和元年9月8日、第3回役員会で検討。仲介者（菅浜、浜野氏）より説明ありというのが最初の発端ということですので、このとおりにかと思うんですけども。

委員 長

分かりました、よく分かりました。

ほかにありませんか。

松下委員。

松下委員

先ほどの説明の中で、世帯に1票ということでこの結果を見ているのですが、国土交通省に申請するとき、世帯投票でもよいというのか、個別に一般の選挙と同じように18歳以上とか、そういう規定があるかどうか、ちょっと教えてください。

委員 長

清水さん、分かりましたらどうぞ。

清 水 氏

実は、三要件というのは皆さん御存じだと思うんですけども、このようなギャンブル施設ですね、場外舟券売場のような場合ですと、地元自治会の同意、市町村議会が反対していない、市町村長の同意、この三要件が全て満たされなければ設置の申請はできないんです。今、御質問のそのうちの地元自治会の同意ということにつきましては、地元と同意について調整がとれているということが条件になっていまして、1票をどういうふうに扱うかとい

うような細かな規定は決められておりません。もちろん詳しくは国交省の担当者に聞いてみないことには、もちろん法改正とかもある場合もありますので、私が今、ここで断言するのはどうかとは思いますが、私が把握している限りでは、その辺の細かい規定については、地元とちゃんと調整がとれていますかというところを重視されているようです。

委員長

分かりました。

松下委員、どうぞ、まだ次おりますので。

松下委員

普通に考えると、坂尻区というのが賛成、推進、誘致するというのは普通に考えると考えられないんですが、例えば近隣の地域に迷惑がかかる、あるいは美浜町のイメージが落ちるとか、いろんな問題が出てくると思うんですが、そのような懸念を認知した上で、あるいは集会の場で認知した上で、なおかつ坂尻区でやりたいという説明があつて投票になったのか、説明があつたのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

委員長

清水さん、どうぞ、分かる範囲で。

清水氏

そういったギャンブル施設を持ってくることについてのリスクについては、私、集会の場で話をしたかったですけれども、要するに先ほど申し上げましたように、話をさせてもらえなかったわけですから、それで、推進派としては、もう今、賛成票が多いということを読んでいて、もういきなり投票と。早く投票に持っていきたいということがもうよく見てとれましたので、実際地元住民は、その流れで、2年前から役員さんがこうやって言っているんだから、役員さんに任せておけばいいんじゃないかというような雰囲気のもと、あと、高齢者も多いですので、実際この話が何か分からないと、最初からちょっとよく分からないという人がかなりいたとは思いますが。実際私の父も、この総会、2年前の総会とか出ていまして、そのときに決を採っているわけですよ、挙手で。まさかギャンブルの話をしているなんて、全然分からなかったと言っておりましたし、当然耳が遠いとかいう方もいらっしゃいますから、大体この話題自体が非常に難しい問題だと思いますので、坂尻の集落に関しては、中身もよく分からないまま、この間の臨時総会が行われ、住民投票で結果がこのように出たとい

うふうに私は把握しております。

委員 長 松下さん、よろしいですか。

松下委員 実態については。

委員 長 いいですね。

先ほどの総会資料の別にあるというのはこれは議会には提出することはできませんかね。それは無理ですか。

清水 氏 もちろんできますが。

委員 長 何か了解が、誰かほかの者に了解が要りますかね。自分がつくったものですか、その総会資料というのは。

清水 氏 こちらは、恐らく坂尻自治会長、今日見えていますけども、坂尻自治会長がつくった。

委員 長 じゃあ、私、聞きますわ、資料、頂けるものなら議会に欲しいということ言えばよろしいですね。

清水 氏 そうですね。ただ、私が今持っています資料と、お尋ねになって自治会長が、じゃあ、この資料かというのと、違う場合もありますので。

委員 長 何が正しいんか分からん、どっちが正しいか分からん、どっちが欲しいんか、自分流に書いてあるんですか。分かりました。

清水 氏 預けることは可能です、私のこれは。

委員 長 そうですか、分かりました。では、後でコピーさせてもらって、皆さんに1部ずつということをお願いできますでしょうか。

清水 氏 はい。今、コピーしてもらったらよろしいですか。

委員 長 後でまたいただきますので、すみません。

ほかに何か質疑はありませんか。

(なしの声あり)

委員 長 それでは、ないようですので、これで質疑を終了します。請願者である清水博之氏におかれましては、退席していただいて結構です。ありがとうございました。

(清水博之氏 退室)

委員 長 それでは、続いて、坂尻自治会長の和多田文雄氏に来ていただいておりますので、坂尻での舟券売場設置に関しての経過等についての説明をお願いしたいと思います。

(和多田文雄氏 入室)

委員長 それでは、坂尻自治会長、和多田さん、準備ができましたら、説明のほど、お願いします。

和多田氏 坂尻の自治会長をやっております和多田です。今回、場外舟券発売場の設置についての意見ということで来ました。来る前に、マーレグランデ社の清水さんから2日に説明会、やられていると聞いていたもので、何か聞いたらまだやられていないということなんですけど。

委員長 こちらが要請しましたけど、マーレグランデ清水さんのほうが都合が悪くて来てくれなかったんですわ。

和多田氏 ああ、そうですか。

委員長 だから、マーレグランデの会社のほうの清水さんとはまだ一回も話をしておりません。今日も欠席ということなので、ちょっと本人さんとは話ができないんですけど、我々議会としては地元の方の反対の請願が出ている清水さんと、自治会長が今までこういうふうになったと、その経過報告が分かる人というと、自治会長の和多田さんが一番詳しいという話をお聞きしましたもので、今日、説明をお願いしたいなと思って来ていただきましたので、よろしくをお願いします。

和多田氏 分かりました。そうしたら、分かる範囲でお答えさせていただきます。

委員長 まず、最初からどういう経過で、請願が出されましたわね、反対請願が、清水さんから。そういうふうになるいきさつまで、和多田さんが分かりましたらちょっと説明をお願いしたいんですけど。

和多田氏 分かりました。当初の話では、令和元年6月に千鳥苑から、坂尻の千鳥です、そこから設置の検討依頼ということで聞いております。それで、その年の9月8日に、坂尻自治会の中で、第3回目の役員会の席上で、一応仲介者として、菅浜元町議の浜野さんから、第3回の自治会内の役員会の席上で設置を検討してくれという依頼を受けました。それが、令和元年の9月8日です。その後、令和元年11月9日ですけど、このときに臨時拡大役員会ということで、自治会内で説明会を受けました。この臨時拡大役員会というのは、坂尻地区の自治会規則でそういった役員を通して案件を決めて、あと通常総会で皆さんに、区民に報告することになっ

ています。そうしたことで、11月9日に臨時拡大役員会を設けて、このときには役員とあと主な役職の人、老人会長か、婦人会長、そういった総勢17名の人で説明会を開催いたしました。この席上で、ボートの概要とか、地域に貢献する内容とか、それと併せて千鳥で出たのは、名前を忘れましたが、千鳥苑の内情の報告も説明がありました。その拡大役員会の席上が終わってから、説明会で説明されていましたが、マーレグランド社、ほか4名の方が退出してもらって、あと自治会内で今後の検討ということで話し合っ、それでは周りの近くにそういった舟券販売場が各地にあるんですけど、一番近いところの京丹後市というところで、一応見学、バスで、希望者だけですけど募ってそこに行くことになりまして、バスでチャーターして10名の方が参加しました。それで、その見学会を12月14日に行いました。その後、翌年の令和2年1月19日ですけど、自治会内の初総会で、そういった経過状況を説明して、通常総会が3月15日にありまして、そのときにほかの議案も含めて、の中の一つとして、舟券発売場の設置の承認ということで、このときは手を挙げて、挙手で確認をしました。賛成多数で可決されました。そういった一連でやったんですけど、そういったいきさつ、経過説明とかを、そういった最終的に、国土交通省の許認可が要りますので、そういったところへ議事録とか、坂尻地区の自治会の規則とか、そういった資料をマーレの清水さんを通して報告されています。そういった報告されていたんですけど、国土交通省からは一応2点ということで、問題点を指摘されました。

その2点のうちの1つは、まず、そのような説明会を開催するに当たって、区民の全員に告知をしていなかったという意見が一つ、もう一点は、通常総会において賛成多数で決まったんですけど、賛成何々票、反対何々票、そういった数字的な根拠が議事録には載っていなかったということで、この時点で指摘を受けました。その後、いろいろとやり取りをして、関係者とやり取りをして、坂尻地区として意見書を提出しました。これを三国競艇企業団という、施工者のところなんですけど、そこへいろいろと意見書ということで、この当時は、坂尻のほうへ現場確認と挨拶を兼ねて

来てくれることになっていたんですけど、5月と8月なんですけど、コロナのために中止になって意見書の提出になったんですけど、そういった意見書を提出してやり取りしたんですけど、やはり国交省からの問題点のその2点、周知していなかったことと、賛成多数の数的な根拠が明確になっていないということで再度説明会と臨時総会を開催することになりました。それは、今年になってから、私、今年4月から自治会として、前任の清水会長から引き継いだんですけど、そういったいきさつがあって、今年の最終的には10月8、9、10と3回に分けて説明会を実施しました。このときにはそれぞれ全員に告知して、あと3回に分けたというのは、コロナ禍でもあることもあり、それから、委員に絞った場合には、その当日都合が悪い人もおるということで、3回の説明会に分けたんですけど、前もってそういった欠席する人もおるかもしれんということ、各世帯に議決権行使書という、そういった用紙を配って、賛成多数、会議に参加できない人の確認をしました。その議決権行使書の権利運用なんですけど、回収して、16名の方が賛成のほうで、文書としていただいております。そういったいきさつで、説明会を開催しまして、あと先月の10月30日に臨時総会を開催しました。このときには舟券発売場の案件だけで対処しました。これについても総会に至るまでの経過説明とか、そういった説明会における議事録とか、事前に区民の人には配布して行いました。臨時総会を10月30日に開催をして、最終結果ですけど、48世帯のうち3名が棄権ということで、実際は45名中36名の賛成、それから、9名の反対という結果に至りました。こういった数字で承認ということで自治会としてはそういういきさつです。

委員長

ありがとうございました。

説明が終わりましたので、本件について質疑はございませんか。

副委員長。

副委員長

河本です。僕ら新聞報道ぐらいしか、全然情報がありませんで、今、いろんなお名前が出てきてちょっと驚いているんですが、千鳥苑とそれで、同意したのが坂尻区さんで、マーレグランドという会社があって、あと菅浜の浜野さんのお名前も出てきた、この

4者ですかね。それで、場外舟券場の設置に関する法律がありまして、そこに場外舟券場を設置しようとする者は、国土交通省令で定めるところにより、国土交通大臣の許可を受けなければならないというふうに書かれているんです。

私ども、マーレグランデ合同会社という会社が設置しようとしている人かなと思って、議会でも招集しましたし、委員会でも招集しているんですが、こうやって公の場には出てきていないのが実態なんです。今回、こういう説明というのは初めて坂尻区さんに聞いたので、一体設置しようとする者は誰なのかな。今、設置したいという思いがあるのは坂尻区さんしか、私ども聞いていないんですね。だから、設置しようとするものは坂尻区さんなのかもしれないというふうに疑問に思っているんですけども、坂尻区さんとしたら、誰が設置しようとする者だと認識されているんですか。

和多田氏 設置しようとしたのはマーレグランデです。

委員長 マーレグランデさんですか、なるほど。

和多田氏 それは、設備とか、そういった関係の企画、経営、そういった関係です。

委員長 全部。

和多田氏 実際中身についてはボートレースですから、三国競艇企業団という、そこが運営というか、放映権といいますか、そういった上位団体になるんですけど、そこが実際に放映する権利といいますか、そういった仕組みになっています。

委員長 ほかにありませんか。

副委員長。

副委員長 マーレグランデ合同会社というのはふうな会社を立てているんですけど合同会社というのと、合同会社という組織形態なんですけど、株式会社と合同会社の違いっていうふうなことは、ご説明受けているんですかね。

和多田氏 一応それは株式会社と合同会社、いろいろな会社の種類がありますが、そういった詳しい説明はなかったと思います。

副委員長 合同会社と株式会社の大きな違いというのは、合同会社というのは経営者と出資者が同一の会社形態のことなんです。合同会社

では、所有と経営という分離が行われていないので、客観的な経営ができないかもしれないというデメリットがあるんです。こういったものはやっぱり全く知らないということでもよろしいですか。

和多田氏
副委員長

地元としては別に知る必要はないと思います。

合同会社としてもメリットじゃないですけど、これは決算の公表する義務がないというふうに言われているんですね。

私たち企業体とか、やはりチェックする側の立場からすると、要するに決算とか、事業規模、主な取引先とかというのを全く公表されていないものというのを不透明性が高くて、とても信用できるようなものが全くないですね。そういったところでは、マーレグランド合同会社からしっかりとした会社の概要というのは説明は受けているんですか。例えばですけど、主な取引先であるとか、年間の売上げであるとか、社員の数であるとか、社員の平均給与とか、代表者であられる方の経歴とか、そういったところというのは伺ったことはございませんか。

和多田氏

会社概要としては、一応本社とか、資本金設立、代表者、あと業務内容については説明を受けております。あともし開設して、その後の収支がよくなるとか、そういった詳しいことはまだ分かりませんが、そういったことは、説明会には必要ないということで説明されていません。

副委員長

合同会社ってよく所有と経営が一緒ですから、オーナー会社みたいな一人でやっているんじゃないかなというふうなこともあるんですけど、社員の数とかって聞かれていないですか。

和多田氏
副委員長

それはちょっと。

分からないところは分からないでいいです。やっぱり第三者的な公開性の高さとかというのが非常にやっぱり重要になってくるので、私たちもこの辺のところを合同会社の実態というのを知りたいんですけど、全然そういったところの説明がないもので、そこはやっぱり不透明なので、なかなか合同会社と株式会社、比較しながら、社会的な信用性というのが、やっぱり合同会社というのは株式会社に比べたら信用が下がるんですね。下がるからこそしっかりと説明が必要なのに、説明されないということで、ちょっと僕らも不信感があるんですけど、実際そこを説明を受けた坂尻

区さんもなかなかその実態を知らないということをおっしゃられているので、本当に知らないままこうやって投票されて認めたという現実があるので、私たちはやっぱり小さい地区だけじゃなくて、町内全体の状況を見ながら判断していかなくちゃいけないので、こうやって公の場に実際に設置したいと言っている会社が現れないというのは本当に不思議なんですけども、坂尻区さんとしたらやっぱり公の場でちゃんと御説明いただきたいなというふうに思いませんか、こういう会社の方で。

和多田氏 今月2日に説明会が実施されているという認識でこっちに来ました。

委員長 ああ、そうですか。いいですか。先ほども言いましたけど、一切こちらのほうには見えていないということが今、現実ということだけ受け止めていただければ。

ほかにありませんか。

委員長 高橋委員。

高橋委員 経過については詳細にいつ、どういう方とか会議があったかとか視察に行ったとか、それも御説明いただいたんですけども今回、新聞報道で坂尻区としての意見集約だったということなんですけどもその中身っていいですかね。なぜそういうふうになっていったんだらうというところについては私としてはなかなか得るものがないんです。まず一点お聞きしたいんですけど、京丹後市に見学に10名行きましたというお話がありましたけどもその後見学された方のご意見、感想はどうだったんでしょうかね。

和多田氏 坂尻区の総会内で特に静かな場所で運営されており、実際、中に入って見学してきたそうです。私は、参加できなかつたんですけど、なかなか設備としても立派やし、あとのガードマンとかがちゃんとやっているし、そういった特に悪いところとか、見なかったという説明は総会で話がありました。

委員長 高橋委員。

高橋委員 総会を何回かやられて、坂尻区の意見交換をされていると思うんですね。

委員長 いいです、ちょっと雑音が入るんですけどがしょうがないです、全部そんな感じですから。

高橋委員　　そうですね。どういう意見があって、どういう賛成意見があって、
どういう反対意見があったのか。それで、坂尻区として、この敷地
というのは坂尻区の所有の土地なので、そこに何か有効に利用した
いと、それから、千鳥苑さんの思惑も重なっているというふうに思
いますけども、その辺のところの意見交換というのが、区長さんの
御意見じゃなくて、どういう意見の交換があったのかなというよう
なことは御説明願うのは難しいですか。

和多田氏　　最初の説明会の際の議事録、これは令和元年の11月9日に説
明会がありまして、その議事録と、あと10月の8、9、10
と3回説明会を行いました。この議事録、皆それぞれ質問、意見
と説明会といったら清水さんからの返答の内容、だから、その議
事録を読んでもらったほうが確実に皆さん方には分かるだろうと
思います。

委員長　　それは提出してもらうことはできますでしょうか。

和多田氏　　それはできます。

委員長　　できますか、そんなら、いただけるなら、コピーしてまた提出を
お願いしたいんですけど、今日はないですね、今は。

和多田氏　　一部だけは資料として持ってきております。

委員長　　ありますか、そんならそれ一部、後で我々それを見ながら議論し
たいので、できましたら一部コピー、一部というか全員コピーを
お願いできませんか。

和多田氏　　はい。

委員長　　すみません、ありがとうございます。

ほかにありますか。

委員長　　松下委員、どうぞ。

松下委員　　舟券売場という、こういう施設をつくるということは、一般的に
は迷惑施設というふうに考えられているんですが、その辺の部分
の判断というか、どのようにお考えですか。

和多田氏　　説明された清水さんの説明の中では、そういった教育には悪いと
か、暴力団が関係するとか、そういった地方のそれぞれの舟券発
売場の近くの地域のそういった悪いところは聞いていないという、
そういう説明でした。

委員長　　松下委員。

松下委員 我々としては、国土交通省のルールによれば、議会の判断も必要だし、町長の判断も必要だということで、美浜町民の意見を聞きなさいというルールになっていると思うんですね。それで、その中で、最低限東地区の佐田地区であるとか、山上地区であるとか、太田地区であるとか、今市地区であるとか、近隣の人たちの意見を聞いたりとか、そういうことはされましたか。

和多田氏 していません。

委員 長 していませんですか。

松下委員 じゃあ、もう一つだけ質問します。

国土交通省から区民全員にこの件について告示しなさいという指示があったということは報告されたんですが、坂尻区の中で投票したのは世帯投票なんですね。

委員 長 和多田さん、どうぞ。

和多田氏 はい、1世帯1票という形式で行いました。

松下委員 それで、その世帯の中には、若い人もいると思うし、女性もいると思うし、そういう人たちの意見もきっちり聞いた上で坂尻の意思表示をしようということではできなかったんですか。

委員 長 和多田さん、どうぞ。

和多田氏 一応説明会とかを開催するとか、そういった回覧をするんですけど、それぞれ各世帯に順番に回覧するんですけど、そこには説明会資料の内容とか、みんな添付して話しています。したがって、臨時総会には1世帯1票という形式のために世帯主が出てきて、一応確認したということです。

委員 長 松下委員。

松下委員 僕らの新庄地区でもいろんな案件は世帯投票で決めるケースはあるんですが、こういう重要な施設、評価が分かれるような施設については、より慎重にやることでしか成功できないと思うのですが、その辺は余り皆さん考慮しなかったんですね。

委員 長 和多田さん、どうぞ。

和多田氏 一応説明会の内容でいきますと、そういった疑問に感じるようなことはなくて、地元にはメリットがある、何件もあります、それを説明されました。例えば、売上金の1%が地元に入るから、あるいは地元の雇用をするために受付嬢とか、あと掃除、あとガー

ドマンとか、そういった職種の人の雇用についても地元優先ということで説明を受けました。あと、そういったほかにも、その場所、環境美化とか、そういったことに対してもきっちりやるというような御説明を受けております。したがって、悪い、悪いというか、そういった批判とか、風評とかは聞いていないという話でしたので、メリットばかり説明を受けておりました。

委員長
藤本委員

藤本委員。

いろいろと説明を受けまして、大体の流れは分かったんですけども、我々議会としての判断材料といたしまして、新聞報道で初めて知って、この請願を見て今に至っていると思うんですけど、やはり今まで何回も意見が出ていますように、最低限近隣の区なり、ひいては町全体の問題に関わってきますので、町のほう、議会のほうにも、こうなるまでにいろいろな説明できなかつたのかなというのはちょっと不思議に思うんですけども、本当にそういうことも含めて、さっき委員長も言いましたように、合同会社のほうからの説明も何もありませんので、我々が判断のしようがないときにこういう請願の対応をしているわけなんです。そこのところをよく理解していただいた上で、今後の取組も必要だと思いますし、もう少し早くそういう情報があるならば知らせていただきたかったなという思いなんですけども、これは過去形の要望にしかありませんかもしれないけど。

委員長

ありがとうございます。

和多田さん、もう今やっと区の総会で賛否が問われたと。国交省にはこの賛否、町の議会の賛否、町の賛否、賛成、反対の意見がないと駄目やと言われていきますから、日程的にいきますと、今、区は話が出ましたけど、じゃあ、町会議、今回ありますけど、賛成派として、賛成派というか、推進派として、賛成者が議会やら町長に対してのそういうお願い、どういう手続を踏むか、今、私ら分かりませんが、今、反対派の清水さんが出ているような感じの請願とか、そういう感じで、今後は出してくるという計画でよろしいですか。

和多田氏
委員長

出してくるというのは。

こちらのほうへ、まだ出ていませんわね。区のほうからも出てい

ませんし、賛成派にした、総会で賛成になったというけど、それを議会やら、区、町長にお願いするという請願が出ていませんわね。

和多田氏 ああ、出ていない。

委員長 それは、今後はどういう日程になるんですか。どういうふうに思っていますか。その辺の気持ちだけちょっとお尋ねしたいんですけど。

和多田氏 それについては、12月2日に、町議さんのほうに説明に行こうかと、マーレグランデさんの清水氏から来て、事前に来ていました。実際されているという認識だったんです。それが今回、そういった。

委員長 そういうことだけですか。分かりました。マーレグランデに全部任せてあるから、マーレグランデが12月2日に町の役場関係と話をするというのを聞いているもので、そこで全部議会やら、町長にいくと聞いていましたということですか。

和多田氏 はい。

委員長 ああ、そういうことですね。それでは何の解決もできずに、手続も何もしていないので、ただ、噂で聞いただけの話、こちらは、それで、今後、お帰りになって、賛成派、町長やら議会に対してどうするのかということをもた区の方で議論してもらわなあかんのじゃないかと思えます、それは必要だと思いますので。今日は意見を聞きましたので、反対派の清水さんから請願が出ていますから、それを聞いて、我々はこれからちょっと審議したいと思いますから。ありがとうございます。

ほかに何かありますか。

兵庫委員。

兵庫委員 お疲れさんです。このスケジュールはこういうふうなことになっていますか、大まかで結構なんですけど、いや、全体のスケジュール、現時点で、自治会でお使いになっている。

和多田氏 一応スケジュールというのは期日を決めて、そういったスケジュールは決まっております。ただ、手順として、地元同意は終わった。その後は、行政間のやり取り、あと並行して国交省からの許認可、こういった流れは説明を受けておりますけど。ですから、

やはり今聞きましたら、企画をしていますマーレグランデ社の清水さんに、こちらに来て説明していただくことにはやはり判断するにしても難しいのではないかと。

委員 長

兵庫委員、どうぞ。

兵庫委員

流れとしては分かるんですけども、日程的にいつ頃までにという、そういう決まったものは今のところないということですね。

和多田氏

ありません。

委員 長

副委員長。

副委員長

マーレグランデの代表者の方、清水何さんというんですか。

和多田氏

郁雄。

副委員長

郁雄、ありがとうございます。その郁雄さんの経歴というのは御説明と違ってされたんですか、御説明を受けたんですか。

和多田氏

経歴については、口では、口というか、口頭で、時折聞きますけど、文書としては特に説明というか、提出とか受けていないです。

委員 長

副委員長。

副委員長

何歳ぐらいの方で、どこに住んでいるかって分からないですか。そんな詳しい住所まで要らないですけど。

和多田氏

敦賀市のみどりヶ丘に居を構えております。説明した資料の中に、そのマーレグランデ社の会社概要ということで書いてありまして、そこに住所とか、本人の住んでいる場所も記載されております。

委員 長

ほかにありませんか。

(なしの声あり)

委員 長

ないようですので、これで質疑を終了します。坂尻自治会長様におかれましては、これで退席していただいても結構です。ありがとうございました。お世話になりました。

(和多田文雄氏 退室)

委員 長

お昼になりました。ここで一応暫時休憩したいと思います。昼食をとってから、1時半から、もう45分しかありませんけど、1時半から、昼からのことを開始したいと思いますので、よろしくお願ひします。何か講習会があったけど、これはちょっと不参加ということで、最初のほうだけ、終わってから参加してもらおうということでお願ひします。すみません。

以上です。

暫時休憩します。

(休憩 午後 0 : 4 0)

(再開 午後 1 : 3 0)

委員長

再開します。

それでは、ただいまから協議に入ります。

先ほどの説明が全部終わりました。いろいろな意見を聞きまして、反対するみなさんの意見をこれから協議しながら決めていきたいと思えます。何かありましたら、挙手をお願いします。

副委員長

副委員長

会社の実態が、分からないのに坂尻区は、賛成していることが明らかになったわけですけれども、私たち、やはり町民全体の状況を見ながら、しっかり判断せなあかんのはありますし、各それぞれの議員がこの問題にですね、真正面から向き合って結論を今回の委員会、議会を出していかなあかんというふうに思っています。私の関係者とかは、場外舟券売場には反対ですので、また私の思いと請願者の請願内容は一致しますので、この請願を採択すべきだと思います。

委員長

ほかにありませんですか。

委員長

松下委員。

松下委員

今の説明を受けたんですが、企業側の説明の参加もないし、我々の経験として、新庄区で10年ちょっと前に風力の巨大な計画があって、風況調査まで入ったんです。ところが新庄区がそれを拒否したんです。その理由は、会社が信用できない。これが一番の理由で、そういう会社が五十数億円の補助金をもらって建てた時点で懐に入れる制度だったので、彼ら偽装倒産して帰ったら、それはみんな新庄区の負債になるやないかという、こういう思いもあって、新庄区は拒否したんですね。だから、新庄区が受けるという部分で一部進化したんですけども、やはりやる会社が信用できないと、何が結果として出るか分からないというて、そういう点では今回の坂尻地区の決断は重いとは思いますが、そのやり方の問題も感じますし、会社の一方的なPRにのっかっていると、こういうことも感じられますし、近隣の地域の説明とかもしていないですし、私はこの請願には賛成したいと思います。

委員長

ありがとうございます。

寺田委員。

寺田委員

まず、この請願書に関しては賛同いたします。どういうことかと申しますと、質問の中で、どういういきさつでこのような話が持ち上がったのかと質問したときに、やはりある人から千鳥苑さんから話をもち込まれて仲介者がいて、その順番が本来のギャンブル場の設置のことと逆じゃないかと、坂尻区から設置を要請してね、関係者に持っていてどうなんや、許可がもらえるのかというのが筋であるというのがまず一つ、そういうのが逆やと言いたい。それと今の時代に、ああいう集落地の中に公営ギャンブル場をつくるということは、あそこの若狭町にばかり、敦賀市にばかり、鯖江、中央競馬の場外売場は周辺地域の反対によってなくなった、できなくなったというそういうことを考えると、どう見ても美浜の町に場外舟券売場というのは異質のものであると、町自体はボート、レガッタのまち美浜、観光のまち美浜、道の駅、きいばす、そういうところで力を入れてやっている中で、インバウンドによる活性化を図る町に進んでいる。そういうところがありながら、なぜ今、ギャンブル、舟券売場なのかということに大きな疑問点というか、そういうことには賛成できないという考えを持っています。

委員長

分かりました。

ほかに。

高橋委員。

高橋委員

私も今日、いろいろ説明を受けて、現在、私の本心は設置することには反対です。ただし、今、この請願の発端というのは、新聞報道なり、地元で進んでいた話がこういう公になって、請願が出て、我々が今議論しているんですけど、会社の説明も全然受けていないし、いろんな情報が余りにも不足していますので、今、時代の流れからいえば、こんなのが建っていいのかなと、美浜のコンセプトと合わないというふうな気持ちが非常に強いんですけども、もう少し議会として慎重審議をして結論を出したらどうかというふうに思っているんです。だから。

委員長

継続審議ですか。

高橋委員

そういう形にしたらどうかなというふうには思っていますけど。

委員長

藤本委員、どうぞ。

藤本委員

今定例会の請願書で初めてこの件が分かりまして、新聞報道で初めて知ったわけなんですけども、時間が少な過ぎるのと、今日の説明では、どうも区民の方もあれで、この施設に対しても周知徹底がなされていないような気がしましたので、来年春には我々の改選も控えていますので、現段階ではこの請願には賛成したいと思います。

委員長

兵庫委員。

兵庫委員

先ほどの自治会長さんの話もありましたけど、会社が2日にもうここで説明済みやというふうに理解されておった、あれを聞いて唾然としたんですけど、こんな不誠実な会社を相手によう2年間も付き合いしてきたなという、そんな感じがしたわけですけど、実は私、紹介議員にはならせてもらっていますけども、そういうことはみんな知らずにですけども、あちこちから新聞を見て電話がかかってくるのを見ていると、まさかあんなもの、美浜は認めんやろうなと、そんなのしたら自殺行為やぞとか、久しぶりに美浜に帰ってきて新聞を見たら、何じゃありやと行って、まあ、驚きともう情けないというような電話があちこちからかかってきました。それで、発電所だけでも正直、美浜は金さえもらえればいいんかという、そういう非難もたまにあります。けどそれはエネルギー問題とか、いろんな考えの中で胸を張れる部分は結構あると思うんですけども、これを認めたら、美浜の皆さんのプライドは地に落ちると思うんです。ですから、坂尻区の私は窮状もあると思うんです。ですから、せっかく苦渋の決断を区としてもされたと思うんです。そういうことも重々感じるんですけども、百歩譲っても美浜町民のそういう気持ちは裏切られないということで、特に不誠実は会社という感じも受けましたので、この際、この請願を取り上げたいなと思います。

委員長

副委員長、どうぞ。

副委員長

私もやっぱり山東地区の辻井議員が署名議員になっている意義というのは物すごく大きいというふうに思っています。それで、今、継続というような話が出たんですけども、議会運営委員会でも継続審査になった場合はどうなるのかというふうなことが実は協議されまして、改選も控えていますし、どっちみち3月になったら委員会の改選がありますので、この時期に継続審査をしたら、実質上廃案だということがもう既に明らかになっています。委員じ

やない方は多分恐らく知らないと思うんですが、実質要するに継続審議にしてしまったら廃案になってしまうので、やはり議会の置かれている立場というのは賛否を明らかにすることだというふうに考えていますので、今、やはり採決を諮って、賛否をしっかりと議会としてやるべきだと。それもやっぱり地元合意三要件の中に、議会の反対の議決がないことというふうになっていますので、何も賛否を明らかにしないということは事実上認めているということになって、この話がどんどんどんどん先に進んでいって、事業者も要らぬお金を使ってしまうということもあるかもしれませんので、ここはしっかりと議会が判断することが重要だと思っています。

委員長

ありがとうございます。

ほかありませんか、もうみんな意見は言い尽くしていただいたね。

実際午前中、事実確認をしました。反対派の今の請願が出ている清水さんの意見を聞いて、ほぼ納得したような状態になっと思えますし、また、自治会長の和多田さんの話の内容も地元でやったというのにしては、坂尻自治会自体のせっぱ詰まった舟券売場が要するという話は余り伝わってこないというような状況もありまして、全部今の会社に、清水さんという会社におんぶにだっこで、12月2日に来てもらって全部説明してもらっているというような状況下で進んでいったような状態が、そんな状態が我々の議会の委員会に伝わってきたということは、そういう議論をする以前の問題で、本当に必要だというような言い方では聞こえない感じがしますので、この辺で皆さんの意見が尽きました。一人でも継続審議という高橋委員の話が出ましたもので、先に継続審議をするかせんかということに対して、皆さんで一応決を採りたいんですけど、よろしいですか。

委員長

松下委員。

松下委員

僕らも継続審議は一応はありだなというのはありますが、やっぱり事業者側の姿勢、マイナス面はほとんど伝えていない。さっき山口和治議員ともちょっと話したんだけど、事業者の意見ばかり選んでという、そんなの生きるわけないやろうという話を聞いたんですけど、それは違うと思う。やりたいんだったらどんなことがあって

もそれを優先してやります、企業というのは。だけど、それをやっ
ぱり表に出て、特にマスコミが来ると困るといような、そんなレ
ベルではこれはもう駄目なので、僕はやっぱり今回できっちり決意
を示すべきだというふうに思います。

委員長 そのことに対してほかに何かありませんか、よろしいですか。

(なしの声あり)

委員長 それでは、お諮りします。
請願第3号を継続審議することに賛成の方の挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

委員長 賛成少数でございます。

したがって、本件は、これ継続審議、採択でいいんか、もう採択
で決まっとる、そうやね、それでは、今、継続審議に対しまして
は賛成少数でありますので、これから請願第3号についての採決
をいたします。

本件に対して採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 賛成多数でございます。

したがって、本件は採択することに決しました。

以上をもちまして、本委員会に付託されました議案の審査を終了
いたします。

これをもちまして、産業厚生常任委員会を閉会いたします。

最後に、副委員長、挨拶をお願いします。

副委員長 (挨拶)

委員長 ありがとうございました。お疲れさまでした。この後、またパソ
コンのことがありますので、そちらに合流をお願いいたします。

(閉会宣言 午後 1 : 4 5)

産業厚生常任委員会の経過（質疑応答部分のみ）を記載して、そ
の相違ないことを証するためにここに署名する。

産業厚生常任委員長 川畑 忠之